5　手続等
⑴　担当部署　〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―20　東日本高速道路株式会社関東支社　技術部　調達契約課
市原　　登　電話048―631―0020
⑵　契約図書の交付期間及び方法
①　交付期間　令和２年11月30日（月）から令和２年12月15日（火）まで。
②　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和２年12月15日（火）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　郵送（書留郵便または信書便）もしくは持参。
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和３年２月16日（火）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　上記⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　個別契約時の指示による。
⑶　契約書作成の要否
基本契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）‥基本契約書案を参照のこと
個別契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）‥入札者に対する指示書［26］を参照のこと
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は上記５⑴に同じ。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Basic contract for seismic reinforcement design for bridges of Keihin Operation Office Jurisdiction (Part. 2)
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 15 December 2020
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 16 February 2021
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshimine Toru, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Ichihara Noboru, Deputy Manager of a Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854 TEL : 048―631―0020

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和３年度及び令和４年度において衆議院の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和２年11月30日
衆議院庶務部会計課長　奥川　陽一
◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13
1　契約の種類
⑴　建設工事（①建築一式工事、②電気工事、③管工事、④電気通信工事、⑤その他）
⑵　測量・建設コンサルタント等業務（①測量、②建設コンサルタント、③地質調査、④補償コンサルタント、⑤不動産鑑定、⑥土地家屋調査）
2　申請の受付期間
令和３年１月４日から令和３年１月31日（消印有効）までとする。
なお、上記期間後も随時受け付けるが、この場合、希望する案件の入札に間に合わないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　本院所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次に掲げる手順により衆議院ホームページにアクセスしてダウンロードして入手することとする。
衆議院ホームページ
（ＵＲＬ　http://www.shugiin.go.jp）
―＞調達情報
⑵　申請書の提出方法　競争参加資格を得ようとする者は、申請書及び添付書類（委任状、返信用封筒を除く）を電子ファイル化してＣＤ－Ｒに格納したものを⑶の送付先に郵送（簡易書留、特定記録郵便又はレターパック）により提出すること。
（添付書類）
１の⑴に係るもの
①　総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書。なお、告示（平成20年国土交通省告示第85号）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類。）
②　業態調書
③　営業所一覧表
④　工事経歴書
⑤　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の３）の写し
⑥　建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体の場合）
⑦　共同企業体等調書（申請者が経常建設共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合）
⑧　委任状（行政書士等の代理申請による場合）
⑨　返信用封筒（長形３号）に住所、社名を記入し、84円切手を貼付したもの。
１の⑵に係るもの
①　業態調書
②　営業所一覧表
③　測量等実績調書
④　技術者経歴書
⑤　登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）の写し
⑥　登録証明書等の写し
⑦　財務諸表類（１年分）
⑧　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の３（法人）又はその３の２（個人））の写し
⑨　委任状（行政書士等の代理申請による場合）
⑩　返信用封筒（長形３号）に住所、社名を記入し、84円切手を貼付したもの。測量登録業者については、測量法第55条の８による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出すれば②、④、⑤、⑥及び⑦の書類の添付を省略することができる。建設コンサルタント登録業者、地質調査業登録業者又は補償コンサルタント登録業者については、現況報告書の写しを提出すれば②、④、⑤、⑥及び⑦の書類の添付を省略することができる。
⑶　申請書等の送付先
〒100―0014 東京都千代田区永田町１―７―１　衆議院庶務部営繕課契約係　電話（03）3581―5111（内線）35300、35301
⑷　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。
②　添付書類の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。